

Title	露西亞に於ける労働組合運動 (二)
Sub Title	
Author	町田, 義一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.8 (1922. 8) ,p.1155(107)- 1168(120)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19220801-0107

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

る。

科學的知識の進歩と一般に相互の理解が深くなるにつれて、支配は重要でなくなつて來る。安全装置の問題の論せられることありとするも、頗るまれである。「安全」は既に生産問題として備主、使備人から承認せられた科學である。最早、論争せらるゝ事項ではない。勞働時間も遠からずこれと同じくなるであらう。例へば一定の或る職業で八時間又は六時間が最も勞働するに適當な時間であることを、科學的實驗が證明すれば、勞働時間が變更せられるであらう。

次の物語に見る協働の價値を實現すること、寔に望ましいことである。這般の大戦の勃發當時、英國に於ける或る創立の舊い軍需品工業が、設備構造共、舊來のものと同じやうな新工場を別に設立した。六ヶ月以内に新しい、經驗の淺いこの工場の職工は、その能率に於いて

露西亞に於ける勞働組合

運動(二)

町田義一郎

(三)

拾月革命の勃發前既に有産階級の武斷的倒壞の必要を認めた勞働組合とその機關たる工場委員會は革命と共に假政府と其提攜者に對抗し、コサツク、貴族黨有産階級を敵とするのみでなく商業使用人銀行員の組合運輸通信機關の高級員等を相手に戦はなければならなかつた。併し金屬工紡織工皮革工その他大多數の勞働者は十月革命を是認し純無産者組合中では只だ印刷工のみが假政府と出版の自由(資本家と政府の御用新聞の自由)を擁護の爲め之に反對した。

階級間の闘争は官吏が全政府機關の活動を停

舊工場を遙かに凌駕して、一週一萬五千個の製品を得た。この新工場に於いては舊工場の生産より推算して、僅々五千個の生産を得べしと豫期せられてゐたのであつたが、かくの如き結果を得たる唯一の解釋によれば、新工場の職工の愛國的精神は、舊工場の職工がその作業速度を鈍らされた「永い習慣的作業リズムの抑止」によつて、阻害せられなかつたためであつた。若しかくの如く喜んでする作業と「團體のためにする精神」とが能く生産を三倍になし得るものでありとすれば、作業及び生産物に對する勞働者の利益の増進は、備主に非常な結果を齎すものである。さうして勞働管理は、かゝる目的の援けとなるものである。まことに成功は如何なる産業に於いても、福祉施設を擴張するものに来るのである。(終)

(一九二二年七月)

止し國家及び行政施設を巧みに崩壊せしめんと有名なサボターヂを始めた際にその極に達した。そして政府及び商業上の被備者の組合内にあつても下級被備者等は却つて各方面に仕事を再び繼續せんと極力盡した。斯くてサボターヂといふ語は露西亞無産階級間に於ける最も恥すべき言葉となつた。如何となれば官吏等の此罷工は實際上勞働者とその政治的經濟上の窮狀を脱せんとする熱狂的努力に反抗して行はれた。

一九一七年十一月初旬モスコオ勞働組合評議會は「組合は無産階級政府が權力を掌握しつつある間は政治的罷工はサボターヂと看做され之に對して最も斷乎たる手段が採られねばならぬものと思惟す。勞働を拒否する勞働者に代つて働く事は罷工破りではなく闘争的サボターヂと反革命に對する對抗手段である」と決議した。

今や彼等は罷工権の問題を再考する必要が生じた。そして露西亞の労働組合は『有産階級に對する罷工は搾取者に對する闘争に於ける無産階級の神聖な権利である。労働者の革命に反對する罷工は労働階級に對する敵對行爲である。それ故露西亞並に國際社會主義に對する犯罪である。無産階級並にその政府に對する有産階級並に退歩的労働者の罷工は決して労働組合によつて許容せられぬ』といふ結論に達した。

一方労働者側の同盟罷工は革命の勝利と共に鎮靜し、組合の指導機關は労働者に向つて工場に復歸し再び仕事に従事せん事を要求した。ペテログラード労働組合評議會は十月二十八日の宣言中に於て『ペテログラードに於ける同盟罷工と示威運動とは單に労働階級にとつて害あるのみ』と宣言し、更に『凡ての經濟上政治上の罷工は即刻停止し、そして各自仕事を開始し、

たのである。各工場の工場委員會が特別の管理委員を選任し之が雇主の經營を監視し雇主側から原料資金の缺乏などを申出する時は帳簿銀行勘定等を調べてその眞偽を確め、雇主側の疑はしき行動を拒み、飽迄之を遂行せんとする時は武力を以て服従せしめた。又屢々雇主が工場から遁走して産業を中絶せしめやうとしたが斯かる場合には労働者は工場を占有し事業を繼續した。資本家に對する此攻撃方法が労働管理といふ名稱を得たのである。

労働管理は未だ生産手段の私有全廢ではなく單に生産及び交換手段の所有者の権利の著しい制限に過ぎなかつた。その事實は一九一七年十一月二十七日發布の労働管理に關する布告中次の條項によつて明白である。

六、労働管理機關は生産を監督し事業の最小産額を定め又物品の生産費を決定する手段を講

それを完全な秩序の下に繼續せん事を提議した。モスコオ労働組合評議會、及びその他の都市に於ても之に倣つた。

『平和』『土地』及び『労働管理』の喊聲の下に十月革命は勝利を労働者側に齎した。『労働管理』或は『労働者の管理』(モスコオ版では Labour Control, I. I. P. 編の英國版では Worker's Control) である) にはそも何を意味したか。労働管理の觀念は既に二月革命の當初起つたものであつて有ゆる私人の商業上、工業上、財政上の機關を労働組織の管理と勢力の下に置く事を目的とした。工場委員會と責任ある組合が工場の状態、原料の供給及び事業の財政方面等を監督するにあつた。労働管理は無産階級打破の目的を以て工場の潰廢と生産状態の混亂を來たさしめ、彼等を飢餓に陥れ革命を阻止せんとする有産階級の巧妙な計畫に對抗する手段として起つざる權利を有す。

七、労働管理機關はその事業の有ゆる商賣上の通信を管理する權利を有し、信書を陰蔽する事業の所有者は告發せらるべし。商業上の秘密は廢止さる。所有者は本年及び前年の帳簿と會計簿を管理委員に提出の義務あり。労働管理機關の決議は所有者を拘束し又一層上の労働管理機關の命令に依つてのみ改正さる。

労働管理の機能は第一回労働組合大會に於ける之れが決議中に述べられた如く『政治上に廢止されしと同様經濟の範圍に於ても専制主義を廢する』にあり、又従つて『労働管理は生産並に交換手段の社會化と同様のものではなくそれに向ふ第一歩である。』此慎重な態度は労働組合による經濟的實力の實際的制斷と社會主義は一朝一夕にして實現されるものでなく數年數十年の事業であるといふ自覺が起つた。そして

先づ資本主義生産制に楔を打込んだのである。

勞働階級對有産階級の從來の關係は全く顛倒し勞働者は自己の要求する所を勞働組合に提出し組合の批准を経て國家によりて強制的に施行され、若しも雇主側が之に従ふ事を拒むに於ては禁錮その他の強制手段を採つた。有史以來初めて同盟罷工に對する干渉は勞働者の利益になる様に行はれ、組合の要求に應せぬ雇主は獄に投せられ、組合作成の勞銀率が實施され又頑迷な工場主の事業は沒收された。革命は政權を無産階級へ移轉したのみでなく經濟上の權力も亦勞働階級の掌握する所となり有ゆる從來の關係は破壊された。資本主義的關係に基き、又鬭争的機關として發達した勞働組合は勞働政府機關の一部と變り斯くて彼等の組織を改造し、戰略を變更し、他國の勞働組合運動に未だ見られない問題に携はらねばならぬ様になつた。

せず又存し得ない。ブルジョア政策の援助と勞働階級の利益の裏切とは常に中立といふ假面の下に隠れてゐた。就中露西亞、即大革命を經過し有産階級を倒壊した國に於て勞働階級は中立で居られやうか。革命の進行中に起る凡ての問題(憲法會議、銀行國有、資本家新聞に對する抗爭、公債の破棄その他)は直接勞働組合運動の利害に影響する。凡て之等の問題に於て勞働組合は人民委員評議會によつて統轄される社會主義Soviet 政府の政策に全然援助を與へねばならぬ』と決議し二百五十萬の勞働者の名を以てSoviet 制度を支持した。

ブルジョアデモクラシーを排して勞働デモクラシーに味方し、斯くて全露西亞の勞働組合運動の運命と Soviet 政府の運動並に社會主義革命とは結ばれた。無産階級獨裁には賛意を表し『勞働組合と無産階級の政治機關殊に勞働者代

(四)

社會革命の成功に伴ふ新しい問題は一九一八年一月ペテログラードに開催された第一回全露勞働組合大會に提出され、先づ勞働組合は(一)拾月革命に對する彼等の態度如何、(二)彼等は此激烈な階級鬭争に際し中立を支持し得るや否や、(三)勞働者はブルジョアデモクラシーと勞働デモクラシー、即憲法議會と Soviets の何れを援助す可きか(四)には無産階級獨裁期に於ける勞働團體の實際問題如何、等の審議を必要とした。大會は、勞働者と農民の勝利は『吾々を同時に國際的社會革命の端緒と資本主義的生産制に對する勝利に導き、爾餘の凡ては十月革命の性質の此根本的見解から生ずる』といふ意見を有した。次ぎに『勞働組合の中立といふ觀念はブルジョア思想である。革命的社會主義とその反對者との歴史的大鬭争の間に中立は存

表 Soviet との密接な協力と不可分の關係』の爲めに『現在の勞働組合運動の重心は全國的經營と組織の範圍に移されねばならぬ。勞働組合は生産を組織し又國內の覆された國力の恢復事業に従はねばならぬ』と決議した。之が實行は Soviet と共に特別の經濟機關の創設(勞働管理の組織、勞働力の評價と分配、戰時産業の整理)サポーターチとの對抗、強制勞働その他の施設によつた。要するに此大會が勞働組合に提議した問題は勞働の組織と生産の組織とであつた。又此第一回大會は勞働管理と産業の統制に關し特に注意し、此點に於て露西亞無産階級は新生面を開いた。如何となれば個人或は搾取者團體の利益でなしに社會全體の見地から國民經濟を組織しやうと云ふ例は歴史上見られなかつた事である。更に經濟問題は一舉に解決されるものでない事を理解し組合の進む可き道を示し

『労働管理は國民經濟統制の一般制度と不可分の關係を有し、國家統制の基礎であり、組合は集中的な労働管理の思想、並に近代的生产方法と労働組織の實際の構成に適合する一層大きな機關へ小管理單位の併合を實現しなければならぬ』といふ事を力説し、産業統制の決議中に於て産業國有の準備階段として最重要な産業例へば石炭、石油、鐵その他のシンゲケートとトラストを主張した。國民全體の利益になる様な國民經濟の統制は無産階級の指導の下にのみ實現され得るものと爲し、社會改造の大事業中の労働組合の職分は労働階級の利益保全のみでなく私人の獨占から國家獨占へ、後者から國有へ、更に國有から社會主義への過渡期に於ける産業組織者の役目に労働階級を用意するにあつた。

併て生産の組織に於ける組合の役目と機能を決するには工場委員會並に之が經濟組織の上に

組合労働者の選出する機關と變じ従つて之を組合に從屬させる事(第三回組合會議の決議の如く)は容易となつた。そして第一回大會は『工場委員會は組合の地方機關とならねばならぬ』と確定し、その後工場委員會の中央評議會も廢止され、委員會は中央の指圖と決議を實行する組合の單位となつた。

十月革命前將に國民經濟の中央諸機關の建設をみるとしつゝある際、工場委員會は工場の管理に携はつてゐたがそれぞれの中央産業管理機關の設けらるゝに及んで労働組合、國民經濟評議員會並に工場委員會の代表者から成る工場管理會に代表者を出すのみとなつた。一九一八年の中頃に全露労働組合中央委員會は特別の『工場委員會規則』を制定した。

A 組合の指圖に従ひ一定工場の全労働者と被傭者を一の産業組織に結合するに必要な有ゆ

有する職分を觀察する必要がある。工場委員會は二月革命中に生じた最初の機關であつて組合員たると否とに拘はらず一定工場内の全労働者を包括し、工場内に Soviet の政治的命令を實行し、労働者代表 Soviet を支持すると共に争議を裁定し、罷工を指導するといふ二重の役目を有し、革命の初期には組合を代理し又後には組合運動の核心となつた。そして十月革命と共に委員會は組織と經營の大任務に責任を負はなければならなくなり工場委員の中には労働組合の時代は去り委員會が之に代らねばならぬといふ意見も起つた。ペテログラード、オデッサ、マラ、キエフその他に工場委員會の中央評議會が設立され労働組合評議會と並立の團體として活動し、その發達は必然組合と委員會との間に衝突を來たすに至つた。併し一方労働組合は益々發達し、加入者は増加し工場委員會は全く各

る手段を講ず。

B 産業的組合によつて提起される如く労働者と被傭者間に嚴格な無産階級的紀律を施行す

C 労働の防衛と保護を目的とする労働人民委員會 (Labour Commissariat) の凡ての方法と規則が實施されるのを檢閲し又労働條件の改善の手段を講ず。

D 生産力増進と労働の正常の進歩を企圖する、國民經濟委員會並に産業的組合の凡ての指圖と手段が工場によつて施行されるのを監督す。

E 勞銀契約と生産力の、嚴正な且つ相互的な實行に對し嚴重な監督を勵行す。

F 労働管理を最も充分に實行す。

G 糧食部門 (Food Department) の規定の範圍内で労働者に對して最必需物資の供給を行ひ、又その爲めに公衆食堂、店舗その他設置の爲め

に必要な機關と關係す。

H 工場と共同に之をして組合の指導の下に學校、圖書館、讀書室、人民宮殿、兒童ホーム、運動場、幼稚園その他を設く。

I 名譽裁判所の判決並に、規則と勞銀契約に従つて此裁判所により課せられた刑罰を執行す。

J 労働取引所の布告と労働組合の指圖に基き労働者と被傭者の任免に携はる。

産業が國有化せられ之を經營する主たる委員會が設立されるに及んで労働管理から労働經營に進み、労働組合が全體として經營に従事するに至り工場委員會の生産管理の範圍に於ける使命は終りを告げた。そして第三回労働組合大會は工場委員會の二重の機能を概括して『工場委員會は組合の一層上の機關に對して負ふ責任に關する限りでは類似の労働組合の機能を有する

問題に就て Lovozky は云ふ。

『労働組合は既に資本に對する闘争機關から社會主義的建設機關に變つた。そして吾々が資本主義から共產主義に進む程度に従つて組合の活動の中心は組織と經營の範圍に移るであらう。労働と生産を組織する主要任務は組合に置かれ組合が此任務をやつてのける事が出来れば出来るほどそれは國民經濟中に併呑される様になりその一部分となるであらう。完全に發達した社會主義社會には階級闘争機關としての労働組合は消滅し登記、分配及び公共の生産機關が之に代るに至るであらう。

併し社會主義社會に於て登記し、分配し、又生産する爲めの斯かる機關は何處から現はれるか。如何なる組織が之を創設するか。明かにそれは過渡期に於ては労働組合と Soviet によつて設けられる。そしてその重要さは社會革命の

労働組合の地方の中樞と定められねばならぬ、そして工場を經營する仕事には全く干與しなくならねばならぬ。工場内の經營機關と労働組合機關との並立を排す爲め工場委員會と共に有ゆる産業委員會は廢止さる可きである』と決議し、工場管理會を以て工場内の唯一の權力者たらしめた。

以上の如く露西亞労働組合運動の發達は、労働組合に對し獨立な工場委員會に始り工場委員會による工場管理の過程と、經營に對する工場委員會の參加、——従つてその國民經濟評議員會に對する從屬を經過し終に工場委員會を組合に結合し純然たる労働組合の一機關に變せしめ以てその完成期に到達した。

(五)

第一回全露労働組合大會に於ける最も困難な無産階級獨裁期に於ける労働組合の任務といふ

勝利と新産業關係の鞏固になるに比例して大きくなるであらう。斯く過渡期には労働者代表 Soviet と労働組合とが生産を管理する爲めの機關(國民經濟評議員會と國有事業管理の主たる委員會)を造る。併し社會主義に達するや之等の機關はその特質を失ひ、Soviet と労働組合の全活動は労働と生産の組織に集中される様になるが、彼等の産業上の機能は消滅する。労働組合と Soviet の經濟諸機關は互に融合し、組合と Soviets を併呑して一の經濟機關がそれから發生し、斯くて有ゆる組織の綜合物が無産階級によつて造られる。社會主義は完全な組織體となつて現はれる。現存無産階級の諸組織の發達と再生に就ての此豫想が「労働組合國有化」(組合を國家の機關たらしむ)の思想を喚起し、そして多數同僚は此可能性を以て Soviets に對する労働組合の直接の從屬と Soviet 政府の機關

中への正式の包括を意味するものと看做した。』

『労働組合と労働者代表 Soviet との間の最も緊密な協力と不可分の關係』を主張せる第一回大會は『前述の發展の過程に於て労働組合は必然社會主義政府の機關に轉化され、それに參加する事は如何なる産業に従事する有ゆる人に對し強制的である』と宣言した。或人々は之を國家に對する直接の隸屬を意味するものと解した。

一九一九年一月の第二回全露労働組合大會は Soviet 諸機關と組合との關係並に兩者の漸進的融合に就て宣言した。

『新しい社會主義の根據に基き、有ゆる生産手段並に社會の組織を社會化する事業は全政府機關の改造に關する困難な遅々たる仕事、即多數労働者自身の組織的創意に基く生産及び消費の管理と統制の新機關の創設を要す。』

機關と凡ての行政機關を管理する任務に對し大衆労働者の労働組合の準備がなつてから、起らねばならぬ。』

そして更に一ヶ年後の第三回全露労働組合大會は Soviet 政府との不可分の關係の下に先づ『Soviet 露西亞に於ける労働組合は實際上 Soviet 制度の不可分的部分となつた。即 Soviets の無産階級獨裁の欠くべからざる補充者と支持者になつた』と決議し、又『労働組合は無産者國家の根本的基礎であり、生産行程に於ける労働の唯一の組織者であり、且つ經濟的建設の主たる要具である』と爲した。之等二決議は資本主義から社會主義への過渡期に於ける労働組合に就ての充分な叙述である。之が革命以來三十ヶ月の共同活動と闘争の經驗に基く無産者國家に於ける労働組合の機能と地位である、そして此經驗が第三回全露大會の決議によつて記録された

『之が労働組合をして(全國家機關に直接に干與する事により、全國家機關の行動に對し多數無産者の管理を組織する事により、その組織によつて Soviet 政府に起るかもしれない個々の仕事を實行する事により、各種の國家部門の改造に協力する事により、又國家機關と組合のそれとを融合し以て組合自體の組織によつて漸次國家諸部門に代へる事によつて) Soviets の仕事に一層活潑に又有力に參與する事を餘義なくす』

『併し未だ不完全な國家組織と労働組合の發達の現状では組合を直に國家機關に變へ又前者を後者中に併合し或は組合が國家の職分を專横に奪取する事は誤りである。労働組合と國家機關との完全な融合の全過程(吾人が労働組合の國有化と稱する過程)は彼等の共同の密接な且つ調和的な活動の必然的結果として、及び國家のである。』

併し以上の如き見解は労働組合運動の全體が有したのではなく十月革命の初めから一方には組合運動の獨立を要求する傾向があつた。大會に於て特に Mensheviks によつて説へられた組合獨立論の要旨は次の如くであつた。獨立論は十月革命の社會主義的性質を否定し、ブルジョアデモクラシー革命が今や露西亞に行はれつゝある事を主張した。政府はその代表者個々の意思はどうかともブルジョア政府であつて國家と有ゆる國家機關は革命がブルジョアの起原なる事を反映し事實上ブルジョア機關である。それ故労働組織は國家に關係なく造られねばならぬ。丁度現に労働組織と今日のブルジョアデモクラシー政府との間に存するのと同じ關係が露西亞の労働組合と Soviet 政府との間に存しなければならぬ。即自主、獨立、團體契約、階

級闘争の自由、罷工権、その爲めの罷工基金の維持その他が認められねばならぬ。

之が第一回大會に表はれた組合獨立論である。之に賛成したのは被傭者組合(商業使用人銀行員及び官公吏)と資本家新聞と關係の深かつた一部の印刷工であつた。Lozovsky は獨立論を駁して『十月革命後權力を握つたのは有産階級であるか。明かに然らず、何んとなればそれは現在では被抑壓階級である。然らば露西亞に於て權力を掌握するは農民であるか。之さへも、若し農民が權力を占めるなら彼等は決して私有財産を廢止せず或は一般に主要な消費物及び特に穀物の國家獨占を設定しなかつたに違ひないといふ事實によつて否定される。従つて、唯一の階級即社會革命の發展と利害を一にする無産階級——生産及び分配の手段の社會化を實現し得る唯一の階級が残るのみである。若し然

らんか、露西亞に於て吾々は如何なる革命を行ひしか、ブルジョア革命か社會主義革命か。扱て若しもそれが社會主義革命であるなら、罷工基金、同盟罷工及び無産階級がその階級的敵に向つて用ひた爾餘の武器と方法を用ふる機會が如何して存しやうか。何人に對して無産者労働組合は階級闘争を行ふのであらうか。彼等自身の無産階級政府、即自分に對してか。

それ故獨立論は全然舊資本主義關係に基き又吾人が現に生存しつゝある時代を解せざる事から起り、且つ或種の労働者の胸中に、新しい社會關係が猶資本主義的組織によつて圍繞されて居る矛盾を反映してゐる事が理解される。終滅しつゝある資本主義がその影響を他の者よりも一層多く精神上受けてゐた或種の労働者に尙縋つてゐる。

獨立論は狹義の労働組合論ではなく一の完全

な政治哲學である。若しも之がブルジョア革命であるなら、従つて有産階級及び農民に對し異つた經濟政策が採られねばならぬ、即有ゆるブルジョア「自由」一言にして云へば憲法議會、ブルジョアデモクラシー社會の最高發達の爲めの有ゆる「民主的」形體、及び「健全に統制された」資本主義を建設する事が必要である。

革命の發展と共に獨立論はその純粹の一貫せる形體を失ひ第三回大會に於ては新たな形を採つて現はれた。即 Mensheviks は社會革命の行はれつゝある事を承認したるも世界殊に露西亞革命の發展の遅々たるを理由として獨立論を支持した。社會革命は甚だ遅々として進捗しつゝある、殊に多數の農民の存在する露西亞に於てそうである。それ故無産者労働組合は、社會主義的ではあるが又一方中流階級の勢力に對し讓歩しつゝある Soviet 國家に對し獨立でなけ

ればならぬと彼等は説いた。

併し此獨立論は顧みられざるに至り事務員組合の如きも此組合最後の會議に於ては獨立論者は代表者の三割二分となり、又印刷工の場合にも一九一九年七月の最後の印刷工全國大會に於ては多數代表者は共產主義者であつた。労働組合運動に對する Mensheviks 従つて獨立論者の勢力の減退を數で示せば次の如くである。

全代表者	メニシェ	ズイキ左	翼社會革	命黨及び	賛成者	%
第三會 議(一九一七年六月)	二二〇	一一〇	五五・五			
民主會 議(同年九月)	一一七	四五	三八・四			
第一回労働組合大會(一九一八年一月)	四一六	六六	二一・三			
第二回労働組合大會(一九一九年二月)	七四八	二九	九・四			
第三回労働組合大會(一九一九年四月)	一三九	四八	六・八			

註 第一回労働組合大會以後の數字が誤つてゐるので數と割合とが適合せぬが假にそのまゝ掲ぐ。

而も無所屬代表者が獨立論から脱したので第二回大會には三十七名、第三回大會には三十一名の代表者が彼等の決議に賛成したに過ぎなかつた。(未完)

中華民國財政の整理 (中)

胡 己 任

第二章 我國財政紊亂の原因

第一節 内政の不統一

我國に於ては民國成立以來、舊制已に破壊せられて、完膚なく、新制未だ樹立せず、中央政府の基礎動搖して、地方督軍の權力往々中央政府を壓し、政令國內に出でず、殊に近年群雄割據し、紛争連綿して絶えず、行政系統十中八九破壊せられ、其結果左の如き大なる弊害起るに

- 一、財務行政機關の複雑且不統一なること、
- 二、軍費巨大なること、
- 三、國有鐵道を初め政府事業の収入の如き、政争と兵亂の爲めに減收せらるること尠からざるのみならず、多く地方に差押へらるること、
- 四、租稅收入官産收入等は、殆んど全部地方に流用せられ地方の中央に送納すべき「解款」杜絶せられ、中央政府をして財政の調劑に窮し、借款に依頼せざれば、政府を支持する能はざる悲境に陥らしむること、
- 五、財政の計畫例へば租稅整理幣制改革等の不可能なること、
- 六、地方の軍人官吏等、恣に民財を搜括し、稅源を涸竭せしむること、
- 七、國民は安んじて業務に従事する能はずして、百業衰頹し、稅源は日に涸竭すること、
- 八、地方の軍民長官恣に内外債を借入ること、

由之觀之、内政の不統一は正に財政を紊亂せしむる一大原因なり。

第二節 財政に於ける秩序の不確立

我國の財政當局は、財政に對して秩序なし、

計畫なし、收入あれば、直に濫費して餘す所なく、収入なければ、必要なる國務も亦之を閑却して顧慮せず、窮乏逼迫其極に達せば、借款に倚賴し姑息なる彌縫策を以て、一時を糊塗す、極言すれば我國財政當局は、何等研究なく、借款を以て能事とし、借款に長ずれば、最も財政當局に適任とし、其職務は出納係と何等異なるを知らず、財政部も一箇の出納機關にして、理財の機關に非ざるなり、斯くの如き人物斯くの如き機關に、國家肝要なる財政を委するは、其危険豈に測るべけんや。

第三節 豫算制度の閑却

我國政府は、豫算を重要視せざるものなり、且つ民國成立以來再三の政變起りたるが故に、豫算を編成し得たるは、僅に二、三、五、八年に過ぎず、加ふるに此等の豫算に表はれたる數字は、頗る杜撰不正確にして、信するに足らざる

のみならず、又連年政争絶えず、内治不統一なるにより、實施することなかりき、要するに此等の豫算は、畢竟一の形式に過ぎずして、果して吾國の歳出歳入の實數幾何、各省と中央との經費分配如何、用途の正確なりや否や等は、皆不明の内に終り、國民の財政に對する監督の道無し、且政府我儘勝手を振舞ひ、指定したる經費をも他に流用し、反つて正當の用途を顧みず、財政と稱するも、實は一篇の濫帳に過ぎざるなり。斯くの如き豫算なき國に對して、財政の紊亂せざることを望むは、不可能なり。

第四節 中央財政と地方財政との關係 紛亂

我國の行政組織は、地方分權に偏せり、然るに地方自治制度未だ發達せず、國家行政と地方行政との劃然たる限界なし、國家税と地方税との區分無し、中央收入と地方收入との關係は甚